

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月10日 10時50分ごろ
発生場所	阪神港神戸区南方沖 神戸灯台から真方位180° 1.8海里付近 (概位 北緯34°37.1′ 東経135°10.1′)
事故の概要	砂利採取運搬船第五八幡丸は、西進中、また、漁船第八富士丸は、北西進中、両船が衝突した。 第五八幡丸は、左舷船尾外板に擦過傷を生じ、また、第八富士丸は、船首に圧壊を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月14日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第五八幡丸、448トン 130819、瀬戸海運有限会社 B 漁船 第八富士丸、9.7トン HG2-3984（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾外板に擦過傷 B 船首が圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	航海士Aは、操舵室で見張りに当たっていたところ、左舷船首方にB船を認め、方位に変化がなかったが、避航船であるB船がいずれ右転してA船の船尾方を通過してくれると思い、手動操舵に切り替え、針路及び速力を保持して航行した。 航海士Aは、B船を双眼鏡で見たところ、操舵室に人影が見えなかったため、不安になり、右舵一杯を取った。 船長Bは、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったため、魚群探知機の画面を見ながら当直に当たり、A船と接近していることに気付かなかった。
分析	A船は、航海士Aが、避航船であるB船がA船を避けてくれるものと思い、衝突を避ける動作が遅れたものと考えられる。 B船は、船長Bが、周囲に航行の支障となる船舶がないものと思

	<p>い、魚群探知機を見ていて見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の航海士Aの衝突を避ける動作が遅れ、また、B船の船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。・接近する船舶の行動に不安を感じたら、ためらわずに汽笛等を使用すること。